

(証券コード 7137)

2025年11月7日

(電子提供措置の開始日2025年10月31日)

株主各位

福島県須賀川市狸森字下竹ノ内 9 番地 5

グラントマト株式会社

代表取締役社長 南條 浩

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスの上ご確認くださいますようお願いいたします。

当社ウェブサイト <https://www.grantomato.jp/>



電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスしていただき、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願いいたします。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do>



なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権行使することができますので、議決権の行使をお願いいたします。各議案の内容は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト上の「第32回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載のとおりでございますので、同書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2025年11月21日(金曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 2025年11月22日(土曜日)午前10時

2. 場 所 福島県須賀川市狸森字下竹ノ内 9 番地 5
グラントマト株式会社本社 2階会議室

3. 目的事項

[報告事項]

第32期(2024年9月1日から2025年8月31日まで) 事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件

[決議事項]

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 第三者割当による募集株式発行の件

4. 議決権行使についてのご案内

同封の議決権行使書用紙に賛否を表示していただき、2025年11月21日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.grantomato.jp/>) 及び東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do>)において、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

第32回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件	
第3号議案 第三者割当による募集株式発行の件	
事業報告	6
計算書類	15
監査報告書	25

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開の促進及び経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金 40 円

総額 82,640,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年11月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

経営体制の一層の強化を図るために、取締役4名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数(株)
1	南條 浩 1964年4月7日生	1987年4月 南條商店 入社 1994年8月 有限会社ナンジョウアグリサービス (現 グラントマト株式会社) 設立 取締役 1999年4月 株式会社ナンジョウアグリサービス 代表取締役社長 2001年10月 有限会社南條商店 取締役 2005年8月 グラントマト株式会社(社名変更) 代表取締役社長(現任)		100,200
2	石井 康雄 1973年9月21日生	1994年4月 株式会社エヌケー製作所 入社 1998年8月 株式会社ナンジョウアグリサービス (現 グラントマト株式会社) 入社 2009年3月 グラントマト株式会社 取締役 2014年8月 グラントマト株式会社 専務取締役 2019年11月 グラントマト株式会社 専務取締役 (代表取締役)(現任)		50,000
3	高橋 洋 1980年6月8日生	2003年4月 株式会社ナンジョウアグリサービス (現 グラントマト株式会社) 入社 2019年9月 グラントマト株式会社 執行役員 運営部部長 2020年10月 グラントマト株式会社 取締役 運営部部長(現任)		12,500
4	遠藤 誠也 1965年9月6日生	1988年4月 株式会社大東相互銀行 (現 株式会社大東銀行) 入行 2013年4月 サンセイ医機株式会社 入社 2018年8月 株式会社エスアンドシー 入社 2020年5月 グラントマト株式会社 入社 2020年9月 グラントマト株式会社 執行役員 管理本部長 2022年11月 グラントマト株式会社 取締役 管理本部長(現任)		2,000

(注) 取締役候補者4名それぞれと当社の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 第三者割当による募集株式発行の件

本議案は、会社法第199条並びに第200条の規定に基づき、以下の要領にて第三者割当による募集株式を発行することにつき、払込金額の下限と募集株式数の上限について株主総会にてご承認をお願いいたします。

本議案を承認された場合には、本株主総会開催日から1年以内に実施する募集株式の発行について、下記の募集株式の内容の範囲内で、当社取締役会において具体的な募集事項及び割当先を決定いたします。

1. 募集株式の内容

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 募集株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 募集株式の数 | 66,000株以下 |
| (3) 払込金額 | 1株につき 1,500円以上 |
| (4) 払込金額の総額 | 99,000,000円(募集株式数上限、払込金額下限の場合) |
| (5) 資本組入額 | 1株につき750円(募集株式数上限、払込金額下限の場合) |
| (6) 資本組入額の総額 | 49,500,000円 |
| (7) 増加する資本準備金 | 49,500,000円 |
| (8) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法による。割当先は現在未定。 |

2. 第三者割当による募集株式の発行の理由

当社は、食と共に歩むアグリビジネスカンパニーとして、「安心でおいしい食物と健康をすべての食卓へ」を経営理念とし、「農業=食糧」をテーマに、農業生産者から消費者まで有機的に連携させる仕組みの構築を事業戦略として展開しております。

また、当社事業の継続、収益基盤の構築、並びに事業の成長のためには、引き続き投資資金の調達が重要な経営課題であると考えております。

そのため、当社の財務体質の改善及び経営基盤の強化のためには、株主資本の増加による資金調達は必須であると判断いたしました。本件第三者割当における調達資金を、主に設備投資に充てることにより、将来の事業基盤の強化等を通じた収益性の向上が期待でき、当社の財務基盤の改善並びに安定化を図ることができますと考えております。

このような当社の経営状況を鑑み、早急かつ確実に資金調達を行うには、本件第三者割当増資が相当であると判断致しました。

(ア) 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的な内容

当社普通株式は、東京証券取引所が運営するプロ向け株式市場 TOKYO PRO Market へ上場しておりますので、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。本件第三者割当増資に関する当社取締役会決議日の東京証券取引所 TOKYO PRO Market における当社普通株式の終値、当該取締役決議日の直前営業日の1ヶ月間の終値平均値、3ヶ月の終値平均値、6ヶ月間の終値平均値、いずれかの株価からディスカウント率が10%以下で発行価格を設定するのが通常です。

しかし、東京証券取引所 TOKYO PRO Market は流動性が極めて少なく、上場以降1,200円で取引され、2025年10月21日の成立値段は1,200円であります。

また、2025年5月30日に実施した第三者割当による募集株式の発行株価は1,500円であったことを勘案し、同水準である1,500円が特に有利な金額による発行に該当しないと判断し、本件第三者割当の払込金額の下限を1株につき1,500円といたしました。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、新たに発行する株式数は、普通株式 66,000 株であり、2025年8月31日現在の当社発行済株式総数(自社株除く)2,066,000株に対して3.19% (議決権総個数20,660個に対して3.19%) の希薄化が生じることとなります。しかしながら、本第三者割当増資は、当社の今後の事業拡大や企業価値の向上に寄与するものと考えており、今回の発行数量と希薄化の規模は合理的であると判断しております。

〈添付書類〉

事 業 報 告

(2024年9月1日から2025年8月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2024年9月1日～2025年8月31日）における我が国経済は、経済活動の正常化を背景に雇用・所得環境が改善する中で、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、不安定な国際情勢、円安の長期化、原材料価格やエネルギー価格の高騰により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

農業情勢は、全般的には生産コストの価格転嫁が進んでおり、暴落したコロナ禍以前の価格水準を超える、農業経営が成り立つ水準まで回復しております。また、農業者人口は引き続き減少しているものの、大型農業生産組織が拡大することで、一定の生産水準を保っております。

こうした中、温暖化による気候変動が今後の農業形態を大きく変える可能性が出てきており、農業生産物の品質へ影響を及ぼしているなど、楽観できる状況ではなく、激変に対応しながら積極的に事業を開拓していく考えです。

このような状況のもと、農業生産者や消費者、各メーカーの皆様をつなぐサービスを提供する企業として、中期経営計画のもと事業の拡大と持続的成長のための基盤強化の実践に取り組んでまいりました。

営業概況としては、当社の主力サービスであるストア販売部門は、積極的なプロモーションと活発な営業展開により、売上高は堅調に推移しました。

農産流通部門は、米の販売数量増加に向け主力地盤である福島県の会津・県中・県南エリアの強化に加え、北関東茨城県西地区・栃木地区の強化を行い同エリアへの積極展開を行いました。販売面においては、保管と精米設備投資による生産能力と品質の向上、ネット販売のプロモーションの実施により、インターネットの米販売が大きく拡大しました。

また、国内個人の消費増と外食需要増加に加え、地震や台風などによる個人備蓄が見られ、業務用米の需要も回復基調に転じたことから、流通・取引価格は上昇し、販売及び収益は大きく伸長しました。

インターネット販売部門は、消費財や農業関連商品等の価格の上昇があり、商品構成の充実とプロモーションの効果により販売数量も増え、販売は大きく伸長しました。

これにより、ストア販売部門は11,494,503千円（前年同期比8.7%増）、農産流通部門は4,904,626千円（同132.0%増）、F D C・インターネット販売部門は1,311,315千円（同28.2%減）、その他は24,649千円（同0.8%減）となりました。

収益面においては、従業員のQOL向上の為に積極的な賃上げと設備投資を行い生産性が向上したことが好影響をもたらしました。

具体的には適正売価の推進並びにプライベート商品開発と販売が増大、精米工場の効率的な運用と出荷体制により顧客満足度の向上、自社生産種苗の魅力的なアイテム追加と施設増強による生産量の増大、新事業の農業生産支援事業が順調に拡大したこともあり、生産から販売までの垂直統合がさらに進化し、当初予想を上回る収益を確保することができました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高17,735,094千円（前年同期比22.0%増）、営業利益710,115千円（同108.4%増）、経常利益679,628千円（同106.1%増）、当期純利益456,419千円（同68.7%増）となりました。

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しておりますが、当事業年度のサービスライン別の販売実績を示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	当事業年度 (2024年9月1日から 2025年8月31日まで)	前年同期比 (%)
ストア販売部門（千円）	11,494,503	108.7
農産流通部門（千円）	4,904,626	232.0
FDC・インターネット販売部門（千円）	1,311,315	71.8
その他（千円）	24,649	99.2
合計（千円）	17,735,094	122.0

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
2. FDCは、福島ディストリビューションセンターの略称。

また、サービスライン別の主な取扱商品は次のとおりであります。

サービスの名称	主要取扱商品
ストア販売部門	農業資材関連商品・食品・日用品・業務用食材ほか
農産流通部門	米・農産物・苗・農業資材ほか
FDC・インターネット販売部門	農業資材関連商品・米・食品・日用品ほか
その他	地代収入ほか

(2)設備投資の状況

当事業年度はグラントマト猪苗代店出店、精米設備増設、キュアリングシステム導入など、総額370,560千円（建設仮勘定を除く）の設備投資を行いました。

(3)資金調達の状況

一般運転資金、農産物（米）買付資金などの季節資金、新規出店ほか設備投資に係る設備資金等、主要金融機関を中心に円滑な資金調達を行っております。

なお、借入金の状況は後記（9）主要な借入先のとおりであります。

(4)対処すべき課題

当社は、「農業＝食糧」をテーマに、生産者から消費者まで綿密且つ有機的に連携させる仕組みを構築することで、生産者と消費者双方の利益が最大化するよう日本農業の発展に貢献したいと考えております。

これを実現するために、農業関連資材や農業生産物の販売、食料品販売、農業生産及び流通のサポート等、「生産」「流通」「販売」の機能向上への取組みを通して、アグリソリューション事業を展開しております。

当面の対処すべき課題としては以下の通り認識し、対策に取り組んでまいります。

① 事業戦略

魅力的な商品やサービスを低コストで届けることのできるシステムを構築することは、業種・業態の垣根を越えた販売競争の激化や人口減少による市場規模が縮小する中にあって、極めて重要であると考えております。これを実現するため、商品の開発、生産・加工品の鮮度・品質の向上を図るべく事業の垂直統合を推し進め、リアル・ネット店舗に水平展開するなど、競争力の強化に取り組んでまいります。

②人材の確保及び育成

当社にとって最大の資産は、当社の保有する経験・ノウハウを担っていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。経営資源である人材を十分かつ適時に確保するために、採用力を強化し、人材の獲得に向けて積極的に活動するとともに、労働環境の向上や福利厚生の充実、定期的な社内研修の実施等、教育制度の充実にも努めてまいります。

③ 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社の継続的な拡大を支えていくために、当社としては業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断を反映させていくことが重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実・強化が重要

であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

④ 事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社が安定して成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在、調達は間接金融で行っておりますが、今後は直接金融も含めた調達力の強化を図り、より安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第29期 (2022年8月期)	第30期 (2023年8月期)	第31期 (2024年8月期)	第32期 (2025年8月期) (当事業年度)
売上高(千円)	11,721,971	12,824,236	14,541,070	17,735,094
経常利益(千円)	190,356	217,683	329,698	679,628
当期純利益(千円)	228,449	249,428	270,519	456,419
1株当たり当期純利益(円)	118.98	129.91	138.87	226.28
総資産額(千円)	5,592,754	5,871,558	5,653,603	6,595,123
純資産額(千円)	551,390	772,019	1,100,138	1,605,558
1株当たり純資産額(円)	287.18	402.09	550.06	777.13

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

当社は、主として次の事業を行っております。

- ① 農業資材関連商品・肥料・農産物・種苗の販売、企画、開発、製造
- ② 食料品・酒・日用品・業務用食材・酒・たばこ・灯油の販売
- ③ 米・農産物の生産、買付、精米、販売
- ④ 薪ストーブ・機械の販売、施工、メンテナンス

(7) 主要な事業所

① 主要部門拠点

事業所	所在地
本社	福島県須賀川市
農産流通部門(精米課)	福島県須賀川市
農産流通部門(生産資材課)	福島県須賀川市
F D C・インターネット販売部門	福島県岩瀬郡鏡石町
アグリサポート会津(グラントマト会津倉庫)	福島県喜多方市

(注) F D Cは福島ディストリビューションセンターの略称。

② 営業拠点

	当年度末	前年度末
福島県	20店舗	20店舗
茨城県	6店舗	6店舗
栃木県	2店舗	2店舗
山形県	2店舗	2店舗
埼玉県	1店舗	—
合計	31店舗	30店舗

(注) 1. 上記店舗数には、実店舗のほか販売機能を有する事業所も含まれております。

2. 2024年11月1日をもって「グラントマト川越工場」を操業しました。
3. 2025年6月20日をもって「グラントマト猪苗代店」を開店しました。
4. 2025年8月31日をもって「フードマート小野店」を閉店しました。

(8)従業員の状況

(2025年8月31日現在)

従業員数(人)	前期末比増減	平均勤続年数(年)
139 (267)	10名減(2名減)	6.7

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員を(外数)で記載しております。

(9)主要な借入先

(2025年8月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社足利銀行	748,792
株式会社七十七銀行	564,230
株式会社東邦銀行	449,140
株式会社商工組合中央金庫	408,204
須賀川信用金庫	304,934
株式会社常陽銀行	209,502
株式会社みずほ銀行	200,000
株式会社三井住友銀行	100,000
その他	156,659

2. 当社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 7,680,000株

(2)発行済株式の総数 2,066,000株

(3)株主数 48名

(4)大株主(上位10名)

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
有限会社南條商店	1,237,500	59.90
グラントマト従業員持株会	279,400	13.52
南條 浩	100,200	4.85
石井 康雄	50,000	2.42
緑川 泰由	40,000	1.94
佐藤株式会社	31,000	1.50
株式会社古谷商店	30,000	1.45
株式会社おてんとさん	20,000	0.97
株式会社平成工業	20,000	0.97
根本 吉蔵	20,000	0.97

(5)当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

該当事項はありません。

(6)その他株式に関する重要な事項

2025年5月30日を払込期日とする第三者割当による増資を行いました。

この結果、発行済株式総数は66,000株増加し、2,066,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年8月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
南條 浩	代表取締役社長 (代表取締役)	有限会社南條商店 取締役
石井康雄	専務取締役 (代表取締役)	マーケティング部・農産流通部担当
高橋 洋	取締役	運営部長
遠藤誠也	取締役	管理本部長
海上一博	取締役 (常勤監査等委員)	
鈴木秀総	取締役 (監査等委員)	おおさき総合法律会計事務所 公認会計士 株式会社中央会計企画 代表取締役
三瓶 正	取締役 (監査等委員)	弁護士法人アルマ 代表弁護士

- (注) 1. 取締役(監査等委員)鈴木秀総氏及び三瓶正氏の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)鈴木秀総氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役(監査等委員)三瓶正氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を社外役員との間で締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 補償契約に基づく補償に関する事項

該当事項はありません。

(6) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

(7)取締役及び取締役監査等委員の報酬等の総額

区分	支給 人数 (人)	報酬等の種類別の額(千円)				摘要
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	計	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	4 (-)	69,000 (—)	—	—	69,000 (—)	
取締役監査等委員 (うち社外取締役)	3 (2)	9,600 (4,800)	—	—	9,600 (4,800)	
計 (うち社外取締役)	7 (2)	78,600 (4,800)	—	—	78,600 (4,800)	

- (注) 1. 取締役会は、代表取締役社長南條浩氏に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2024年11月23日開催の定時株主総会において、年額80百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時時点での取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は4名であります。
3. 取締役監査等委員の報酬限度額は、2024年11月23日開催の定時株主総会において、年額15百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時時点での取締役監査等委員の員数は3名(うち社外取締役2名)であります。

(8)社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役 監査等委員	鈴木秀総	当事業年度に開催された取締役会21回のうち16回に出席し、必要に応じて質問を行うとともに、公認会計士としての豊富な経験に基づいて、議案審議に必要な発言を行うなど、監査等委員としての役割を十分に果たしております。	兼職先であるおおさき総合法律会計事務所、株式会社中央会計企画と当社との間に開示すべき特別な関係はありません。
取締役 監査等委員	三瓶 正	当事業年度に開催された取締役会21回のうち15回に出席し、必要に応じて質問を行うとともに、弁護士としての豊富な経験に基づいて、議案審議に必要な発言を行うなど、監査等委員としての役割を十分に果たしております。	兼職先である弁護士法人アルマと当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

(9)その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

監査法人コスモス

(2) 会計監査人との責任限定契約の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨の定めをしております。

(3) 報酬等の額

	支払額（千円）
当事業年度に係る当社が支払うべき報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16,800
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,400
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上利益の合計額	18,200

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の内容
主に、IT統制に関する調査業務
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備状況の概要

内部統制システムの構築は企業の社会的責任の重要な要素と捉え、リスク管理体制・コンプライアンス体制・情報セキュリティ体制を中心に、会社全体としての体制整備と継続的な実施の推進に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスを充実させることにより、公正な企業活動と正確でタイムリーな情報開示による経営の健全性・透明性の確保を図ります。当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りです。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役及び使用人は、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則って職務を行う。
 - 法令等違反行為、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会および取締役会に報告する。
 - 「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス体制の整備を全社横断的に実施する。
 - 「コンプライアンス推進委員会」を原則として毎月開催し、法令遵守の状況や事業運営上に關係する法令等に関する業務上の問題点等に対する対応を報告、審議を行う。
 - 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務の有効性・効率性向上とコンプライアンスの観点から、内部監査を実施する。
 - 「内部通報規程」を制定し、社内及び社外の通報窓口を設置することで、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対処する。
 - 「反社会的勢力排除規程」を制定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求には一切応じないことを基本方針とする。新規の取引先に対しては、取引相手の反社

会性を検証し、問題がないことを確認の上、取引を開始する。万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士等の外部機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 各種会議体で協議した内容は、すべて議事録として記録し、法令及び文書管理規程等の各種規程に基づき、保存・管理する。
- b. 取締役に対する業務執行の適正化と監視・監督の一環として、議事録は取締役及び監査等委員がいつでも閲覧できるように管理する。
- c. 機密情報については、法令及び「機密管理規程」に基づき厳重に管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 「リスク管理規程」を制定し、リスク状況の把握とその適切な評価に努めるとともに、緊急体制の整備を図り、迅速かつ効果的なリスク管理体制を整備する。
- b. 「リスク管理委員会」を原則として毎月開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討し、実施する。
- c. 自然災害等の不測の事態が発生した場合には、災害対策マニュアル等にしたがい、対応する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- b. 取締役会は、当社の中期経営計画及び年度予算を決定し、その執行状況を監督する。
- c. 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- d. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び責任の範囲並びに執行手続きの詳細について定める。

⑤監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに他の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合には、取締役会は監査等委員会と協議のうえ、適切な補助人員を選任・任命し、監査業務を補助させる。
- b. 当該補助人員は、監査等委員会の指揮命令に従い職務を遂行し、他の取締役(監査等委員である取締役を除く)またはその上長等の指揮命令を受けないものとする。
- c. 当該補助人員の人事異動、人事評価、懲戒等の処遇に関しては、監査等委員会の同意を得るものとし、監査業務への従事を理由に不利益を受けないように配慮する。

⑥取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制、並びに当該報告を理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- a. 取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請があった場合には速やかに必要な事項を報告するとともに、法令違反や不適切な業務執行、会社経営に重大な影響を及ぼす事象等について、直接または関係部門を通じて、適時・適切に監査等委員会に報告する体制を整備する。
- b. 監査等委員は、取締役会や重要会議へ出席し、必要な情報を把握し、必要に応じて役職員からのヒアリングを実施する。
- c. 監査等委員は、法令遵守及び内部統制の実効性を確保するため、定期的に代表取締役社長と意見交換を行う。
- d. 社内外の通報窓口により、役職員からの内部通報を受け付ける体制を構築し、当該通報に関しては、その内容の正当性を問わず、報告を行った者へいかなる不利益な処遇は一切行わない。

⑦その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- b. 監査等委員に対しては、必要に応じた書類の閲覧の機会を提供する。
- c. 監査等委員は、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- d. 監査等委員会が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査等委員会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

- e. 監査等委員がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑧財務報告の適正性を確保するための体制
- a. 営業部門と管理部門の業務を切り分け、営業部門における上流の取引に係る情報が、適時適切に下流たる管理部門に伝達されるよう、業務プロセスを整備する。
 - b. 当該業務プロセスにおける各業務の正確性を担保するため、プロセスの節目においては上長によるチェックや承認を要求し、当該チェック等がないものについては処理ができない仕組みとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下の通りであります。

①内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社の従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款並びに諸規程を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は、当社の取締役及び使用人が当社の監査等委員に報告・相談するための体制を設けており、この報告・相談体制を利用してコンプライアンスの実効性向上に努めています。

③内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

該当事項はありません。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,993,943	流動負債	3,311,123
現金及び預金	612,885	電子記録債務	222,900
売掛金	236,139	買掛金	782,764
商品	2,660,313	短期借入金	1,110,000
貯蔵品	36,660	1年以内返済予定の長期 借入金	582,534
前払費用	40,848	未払金	296,008
未収入金	399,146	未払法人税等	154,076
その他	7,948	未払消費税等	82,743
		預り金	28,815
		賞与引当金	33,714
固定資産	2,601,179	その他	17,567
有形固定資産	2,428,721		
建物	1,849,235	固定負債	1,678,440
構築物	428,367	長期借入金	1,448,927
機械装置	441,052	退職給付引当金	34,101
車両運搬具	328,482	資産除去債務	185,365
器具及び備品	755,474	その他	10,047
土地	701,075		
建設仮勘定	223,598	負債合計	4,989,564
減価償却累計額	△2,298,563		
無形固定資産	49,064	純資産の部	
借地権	9,535	株主資本	1,605,558
ソフトウエア	39,478	資本金	127,500
その他	49	資本剰余金	163,500
投資その他の資産	123,393	資本準備金	163,500
長期前払費用	13,962	利益剰余金	1,314,558
繰延税金資産	144	利益準備金	5,968
差入保証金	107,915	特別償却準備金	8,949
その他	1,370	繰越利益剰余金	1,299,641
		純資産合計	1,605,558
資産合計	6,595,123	負債・純資産合計	6,595,123

損 益 計 算 書

〔 2024年9月1日から
2025年8月31日まで 〕

(単位 : 千円)

科目	金額	
売上高		17,735,094
売上原価		13,967,352
売上総利益		3,767,742
販売費及び一般管理費		3,057,626
営業利益		710,115
営業外収益		
手数料収入	816	
駐車場収入	9,959	
雑収入	6,766	
その他	1,552	19,094
営業外費用		
支払利息	48,755	
その他	827	49,582
経常利益		679,628
特別利益		
固定資産売却益	2,189	
補助金収入	2,190	4,379
特別損失		
固定資産除却損	1,245	
減損損失	19,034	20,280
税引前当期純利益		663,727
法人税、住民税及び事業税	212,006	
法人税等調整額	△4,699	207,307
当期純利益		456,419

株主資本等変動計算書

$$\left(\begin{array}{l} 2024\text{年}9\text{月}1\text{日から} \\ 2025\text{年}8\text{月}31\text{日まで} \end{array} \right)$$

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
当期首残高	78,000	114,000	114,000	5,968	17,899	884,271
当期変動額						
新株の発行	49,500	49,500	49,500			
剰余金の配当						△50,000
当期純利益						456,419
特別償却準備金の取崩					△8,949	8,949
当期変動額合計	49,500	49,500	49,500	—	△8,949	415,369
当期末残高	127,500	163,500	163,500	5,968	8,949	1,299,641

	株主資本		純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計		
	利益剰余金合計			
当期首残高	908,138	1,100,138	1,100,138	
当期変動額				
新株の発行	—	99,000	99,000	
剰余金の配当	△50,000	△50,000	△50,000	
当期純利益	456,419	456,419	456,419	
特別償却準備金の取崩	—	—	—	
当期変動額合計	406,419	505,419	505,419	
当期末残高	1,314,558	1,605,558	1,605,558	

〈個別注記表〉

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	5～34年
構築物	8～28年
機械装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
器具及び備品	2～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

（1）商品の販売に係る収益認識

当社は農業関連資材、農業生産物、食料品等の小売業を主な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、主に店舗販売やインターネット販売等における商品売上からなります。

これらの収益は、商品を顧客に発送した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

（収益認識に関する注記）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アグリソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、計上時期等は概ね单一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（重要な会計方針）4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	173,282
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	236,139

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した固定資産の額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	2,428,721
無形固定資産	49,064
減損損失	19,034

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、減損損失を認識するにあたり、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を、営業店舗ほか販売機能を有する事業所としております。

業績の悪化が認められる営業店舗等や閉店・移転のため当該営業店舗等から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれているなど、減損の兆候があると判断した場合、当該店舗等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

②主要な仮定

当社では、取締役会で承認した年間予算をベースに、その構成要素である営業店舗ほか販売機能を有する事業所固有の事情を勘案し、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の見積りには不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建 物	389,650	千円
土 地	156,868	千円
計	546,519	千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	300,000	千円
1年以内返済予定の長期借入金	257,868	千円
長期借入金	68,132	千円
計	626,000	千円

2. 債務保証残高

グランユズリハ株	19,800	千円
----------	--------	----

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失に関する事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
フードマート 小野店 (田村郡小野町)	店舗用設備等	建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品	19,034

当社はキャッシュフローを生み出す最小単位として、営業店舗等を基礎としてグループングを行っております。対象営業店舗等を閉店したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

種類	減損損失(千円)
建物	15,998
構築物	2,779
車両運搬具	0
器具及び備品	256
合計	19,034

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュフローが見込めないため、零としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,066,000	株
------	-----------	---

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月23日 定時株主総会	普通株式	50,000	25.00	2024年8月31日	2024年11月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月22日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	82,640	40.00	2025年8月31日	2025年11月25日

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	29,982	千円
退職給付費用	5,318	千円
退職給付の支払額	△1,199	千円
退職給付引当金の期末残高	34,101	千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	34,101	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,101	千円
退職給付引当金	34,101	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	34,101	千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 5,318千円

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	7,030	千円
賞与引当金	11,668	千円
退職給付引当金	10,499	千円
資産除去債務	57,073	千円
減損損失	5,695	千円
その他	4,800	千円
繰延税金資産小計	96,768	千円
評価性引当額	△68,036	千円
繰延税金資産合計	28,731	千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	△2,677	千円
資産除去債務に対応する除去費用	△25,909	千円
繰延税金負債合計	△28,586	千円
繰延税金資産の純額	144	千円

(資産除去債務に関する注記)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に、店舗用の土地又は建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の経済的残存耐用年数や賃貸借契約の残存期間と見積り、割引率は当該期間に合わせて0.27%から3.77%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	174,943	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	8,697	千円
時の経過による調整額	1,724	千円
期末残高	185,365	千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に農業資材販売事業及び食料品販売事業を行うための事業計画に照らして必要な資金を、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金は、主に農業資材販売事業及び食料品販売事業における仕入に必要な資金及び運転資金であります。借入金の一部は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

② 市場リスクの管理

金利変動リスクについては、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	2,031,461	1,965,882	△65,579
負債計	2,031,461	1,965,882	△65,579

(注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	612,885	—	—	—
合計	612,885	—	—	—

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	582,534	458,926	313,856	218,326	132,767	325,052
合計	582,534	458,926	313,856	218,326	132,767	325,052

3. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

- (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年以内返済予定を含む）	—	1,965,882	—	1,965,882
負債計	—	1,965,882	—	1,965,882

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

3. 子会社及び関連会社等

種類	名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連當 事者と の關係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高
関連 会社	グラン ユズリ ハ株	福島県 須賀川 市	2,000	農業サ ービス	50	債務 保証	銀行借 入に対 する債 務保証	19,800	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 777円13銭

1 株当たり当期純利益 226円28銭

(重要な後発事象)

(コミットメントライン契約について)

当社は、2025年9月11日開催の取締役会決議に基づき、米仕入資金の安定的かつ効率的調達を目的として、株式会社足利銀行をアレンジャーとするシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約を下記のとおり締結いたしました。

1. 契約の概要

契約形態	シンジケートローン方式によるコミットメントライン
組成金額	1,700,000,000円
アレンジャー	株式会社足利銀行
エージェント	株式会社足利銀行

参加金融機関	株式会社足利銀行 株式会社山形銀行 株式会社栃木銀行
資金使途	米仕入資金
担保	なし
保証	なし
契約締結日	2025年9月30日
コミットメント期間	2025年10月8日～2026年10月8日
財務制限条項	(1)2026年8月期以降、各事業年度の末日における借入人の報告書等に含まれる単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。 (2)各事業年度の末日における借入人の報告書等に含まれる単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2027年8月期以降、2026年8月期もしくは直前の事業年度の末日における借入人の報告書等に含まれる単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額のいずれか高いほう(同額である場合は当該額)の金額の75%以上に維持すること。

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

グラントマト株式会社
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市
代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 寺島 洋希
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グラントマト株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及びその結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じ説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人コスモスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月24日

グラントマト株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤) 海上一博 印

監査等委員 鈴木秀総 印

監査等委員 三瓶 正 印

(注)監査等委員 鈴木秀総及び三瓶 正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

〈株主総会会場ご案内〉

会場：福島県須賀川市狸森字下竹ノ内 9 番地 5
グラントマト株式会社 本社 2階会議室
TEL 0248-94-2014

●交通のご案内

- JR須賀川駅より、車で約20分
- 東北自動車道・須賀川ICより、車で約15分
- 福島空港より、徒歩で約10分

(メモ)